

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課（06-6630-3228）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	路上喫煙禁止地区での違反者への罰則（過料徴収）適用
概要	市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、同年10月から御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺の路上喫煙禁止地区での条例違反者に対し、罰則（過料1,000円）を適用しています。そして、新たに平成27年2月1日から都島区京橋地域を、平成31年2月1日から中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を、令和2年2月1日から北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域を路上喫煙禁止地区に指定し同日より過料徴収を実施しています。また、条例では、「禁止地区」以外においても、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力をしていただくこととしています。
根拠法令等 及び条項	大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年03月16日 条例第54号） 第7条 市民等は、路上喫煙禁止地区内において路上喫煙をしてはならない。 第9条 第7条の規定に違反した者は、1,000円の過料に処する。 ( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009868.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009868.html</a> )
処分基準	御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺、都島区京橋地域、中央区戎橋筋・心斎橋筋地域、北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺の「路上喫煙禁止地区内」において路上喫煙をしたとき なお、 ・「路上喫煙」とは、道路等において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること（自転車等に乗車中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することを含みます。）をいいます。 ・「道路等」とは、道路、広場、公園その他の公共の場所（室内又はこれに順ずる環境にある場所及び道路等を管理する権限を有するものが喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設の付近は除きます。）をいいます。 ・「自転車等」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいいます。 ・「市民等」とは、市民、本市の区域内に滞在し、又は本市の区域内を通過する者並びに市内で事業活動を行う全ての者及びその団体をいいます。
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu150/akanzukin/index.html">https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu150/akanzukin/index.html</a>
備考	